



省エネにするとお得がいっぱい
住まい

支援名	だれがもらえる?	いくらもらえる?どんな支援?	どこで手続き?
A こどもエコすまい支援事業	新築住宅を取得・中古住宅をリフォーム予定の子育て世帯または若年夫婦世帯 ※2004年4月2日以降に出生した子を有する世帯、または夫婦いずれかが1982年4月2日以降に生まれた世帯	省エネ性能の高い新築住宅を取得した場合に最大 100万円 、中古住宅の省エネリフォームを行なった場合に最大 60万円 を補助 ※対象世帯以外のリフォームは最大30万円を補助	こどもエコすまい支援事業者から交付申請
A 先進的窓リノベ事業	窓のリフォーム予定の世帯	先進的な断熱性能の窓に交換するリフォームに対し 最大200万円 を補助	窓リノベ事業者から交付申請
A 給湯省エネ事業	給湯器設置予定の世帯	特に省エネ性能の高い高効率給湯器の設置に対し、 15万円 または 5万円 を補助	給湯省エネ事業者から交付申請
E 新婚世帯・子育て世帯家賃補助制度	対象自治体に居住する新婚または子育て世帯	賃貸住宅の家賃を 月額2万円 (12ヵ月)補助	居住している市区町村の窓口
E リフォーム費用助成	移住してリフォーム予定の世帯	空き家購入等の条件付きで リフォーム費用 を助成	居住している市区町村の窓口
E 移住支援金	東京23区に在住または通勤し、東京圏外への移住を予定している世帯	東京圏外または東京圏内の条件不利地域に移住し、起業や就業等を行う世帯に 最大100万円 を支給	移住先の市区町村の窓口



働きたい人を社会がサポート
仕事

支援名	だれがもらえる?	いくらもらえる?どんな支援?	どこで手続き?
D 確定申告(退職者の所得税還付申告)	会社を退職する(した)人	退職時に一定の年収があり、再就職をしていない場合、 払い過ぎた所得税分 を請求できる	居住地域の税務署
D 失業給付の延長	会社を退職後、妊娠・出産等のやむを得ない理由ですぐに求職活動ができない人	通常日給の4.5~8割×90日からだが、申請すると 一度受給をストップ し、就職活動再開時から 再開できる ※離職日の翌日から4年間まで延長可	居住地域のハローワーク
B 健康保険料・厚生年金保険料の免除	産休・育休中の会社員	健康保険料と厚生年金保険料の 支払いを免除	勤務先の人事や総務など
B 傷病手当金	勤務先の健康保険に加入し、医療措置で(連続3日を含む)4日以上休んだ人	日給の2/3 ×休んだ日数-3日(通算1年6ヵ月間)	勤務先の人事や総務など
B 育児休業給付金	雇用保険に加入し、育休を取った後に復職する予定の人	産後58日目~180日目までは 月給の67% 、181日目以降は 50% を支給。原則子どもが1歳まで受給できる ※一定の要件を満たすと、2歳に達する日の前日まで支給対象期間を延長可能	勤務先の人事や総務など
C D ハロートレーニング	ハローワークの求職者	職業相談等を通じて受講が必要である場合に、再就職の実現にあたって必要な訓練を 無料で実施	居住地域のハローワーク
C 「130万円の壁」の穴埋め給付	会社員等の扶養家族となっている配偶者	年収130万円に達した場合、発生する社会保険料の負担を 穴埋めする給付案 が浮上	居住している市区町村の窓口



今年から10万円の応援給付金スタート
妊娠・出産

A 全ての人 **B** 会社員・公務員 **C** 扶養、自営業・自由業
D 退職者 **E** 一部の自治体(要件は自治体によって異なる)

支援名	だれがもらえる?	いくらもらえる?どんな支援?	どこで手続き?
A 出産育児一時金	健康保険に加入し、妊娠4ヵ月(85日)以上で出産した女性	基本42万円、 2023年4月から50万円 ※直接支払制度を導入している産院なら上記の金額の差額を支払う形でOK	出産予定の産院・病院、または加入している健康保険の窓口
A 出産・子育て応援給付金	妊娠・出産した女性	「妊娠届出時」と「出生届出時」にそれぞれ 5万円相当、合計10万円相当 のクーポン等を支給	居住している市区町村の窓口
A 妊婦の初回受診料補助(条件あり)	住民税非課税世帯の妊娠した女性	産婦人科で妊娠を確認する初回の受診料について、 1万円 を上限に補助	居住している市区町村の窓口
A 妊婦健診費の助成	妊娠した女性	妊婦健診 14回分の健診費 を全額、または一部補助	居住している市区町村の窓口
B 出産手当金	勤務先の健康保険に加入し、産休・育休を取りつつ、産後も引き続き会社に在籍予定の女性	日給の2/3相当 ×休んだ日数分	勤務先の人事や総務など
E 新生児給付金、出産祝い金	対象自治体に居住する、新生児・乳児を養育している世帯	1人あたり 3~15万円	居住している市区町村の窓口



気になる医療費はお助け制度を活用
医療

支援名	だれがもらえる?	いくらもらえる?どんな支援?	どこで手続き?
A 乳幼児・子どもの医療費助成	健康保険に加入している親の子ども(国民健康保険の場合は本人)	病院で支払う 医療費の一部、または全額を負担 ※自治体によって対象となる年齢や要件、金額が異なる	居住している市区町村の窓口
A 高額療養費	1ヵ月の医療費が、所得に応じた上限額を超えた人	所得額が平均的な人は 8万100円+α を超えた医療費が戻る	加入している保険の窓口
A 医療費控除(確定申告)	医療費が1年間(1~12月)で定額を超えた世帯	還付計算式で算出された金額の 所得税分が戻る ※最大で(医療費-保険金等で補てんされる金額)-10万円※2に相当する所得税額で還付 ※2申請者の総所得が200万円未満の場合は5%が上限	居住地域の税務署
E 予防接種費用助成	対象自治体に居住する世帯	子どもや妊産婦の任意接種の ワクチン費用 の一部を助成	居住している市区町村の窓口



暮らしにかかる負担を少しでも軽く
生活

支援名	だれがもらえる?	いくらもらえる?どんな支援?	どこで手続き?
A 結婚新生活支援事業	対象自治体に居住する、夫婦ともに婚姻時39歳以下の新婚世帯 ※夫婦の所得を合わせて400万円未満(世帯収入約540万円未満に相当)が対象	1世帯あたり新居の住宅費や引越し費用等 30~60万円 を補助	居住している市区町村の窓口
E 米の現物支給	対象自治体に居住する世帯	1世帯につき 1万円分 や 10kgの米 を現物支給、または おこめ券 等配布	居住している市区町村の窓口
E 水道料金の免除・減額	対象自治体に居住する世帯	対象月の 水道料金 の基本料金を 全額免除 、または減額	居住している市区町村の窓口
E 家庭向け省エネ補助金	対象自治体に居住する世帯	省エネ家電や電気自動車等の 購入費用 を補助	居住している市区町村の窓口